

独立行政法人福祉医療機構年度計画

独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関となることを目指して、適切な業務運営に努めることとする。

平成 17 年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

平成 17 年 3 月 31 日

独立行政法人福祉医療機構
理事長 山口 剛彦

第 1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

法人全体の業務運営の改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。

- (1) 引き続き、より効率的な業務運営を行うため、業務の実態を踏まえつつ、組織のスリム化を図る。
- (2) 平成 16 年度に構築した機構の品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）について、平成 17 年度早期に ISO9001 を認証取得する。これにより、年度計画における業務の質の向上等に関する事項を品質目標として、顧客満足度の向上及び効率的な業務運営を目指した機構業務の継続的な改善のプロセスを確立するために、顧客満足度の把握、プロセスの監視・測定、サービスの監視・測定など、QMS におけるフィードバックプロセスの運用の高度化を目指す。
- (3) 人事評価制度の一層の定着を目指し、必要に応じた研修の実施や制度運用のためのルールの見直しなどを行うとともに、引き続き人事管理に関する課題の検討を進める。
- (4) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の適切かつ効率的な運営に努める。
また、経営企画会議において QMS のマネジメントレビューを実施し、顧客満足に影響するプロセスの監視・測定体制を確立することにより、トップマネジメント機能の充実・強化を図る。

- (5) 機構の業務活動に適合した管理会計の活用のあり方を検討するための調査・研究を行い、機構における管理会計導入の目的・手法・課題を洗い出す。
- (6) 事務リスク管理については、引き続き顧客からの苦情処理等経営に係る事務リスクについて検討を進め、リスク回避等その対応策を取りまとめる。
福祉医療貸付事業については、引き続きリスク管理債権について、債権区別に適切に管理するとともに、審査業務に資するためリスク管理債権の発生要因別の分析及び診療報酬債権等担保融資制度の適切な債権管理・回収を行う。
また、リスク管理債権の抑制を図るため、業況注視等を要する貸付案件を継続的にフォローする処理体制の充実を図る。
- (7) ALM (資産負債管理) システムの月次モデルの本格運用を開始し、機構の貸付に係る財務構造の状況の定期的な把握及び予算要求等のタイミングに合わせた分析を行い、経営企画会議に報告する。
また、調達に関し資産担保証券 (ABS) 等の活用可能性の検討を進める。
- (8) 効率的な事務処理を推進する観点から各種業務、資料等の電子化の推進に努める。
- (9) 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、引き続き効率的な利用に努める。(共済勘定のうち社会福祉施設職員等退職手当共済法改正に伴うシステム開発等に係る経費を除く。)
また、福祉医療貸付事業については、削減方策にそって貸付回収金充当費を廃止 (削減) した予算を組むとともに、事業費削減に関する中期目標の達成に向けて継続的に取組みを行う。
- (10) 利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、引き続きホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業

福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業に係る貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

区 分		平成 17 事業年度
貸 付 契 約 額		千円 464,300,000
資 金 交 付 額		467,900,000
原 資	財政融資資金借入金	369,700,000
	貸付回収金等 (うち財投機関債)	98,200,000 (79,000,000)

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 福祉医療貸付事業については、国の政策と密接に連携し、国のプラン、指針等に即して地方公共団体が策定する公的介護施設等の整備計画、次世代育成支援に関する行動計画、障害者計画等に基づく、介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備を推進し、また、国の新たな交付金制度に対応するとともに、医療制度改革に対応し医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。

イ 国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した上で、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。

ウ 福祉貸付においては、国庫補助金又は交付金による対象事業の整備動向を把握するとともに、都道府県等地方公共団体に対する需要調査を行い、事業の計画的推進を図る。

医療貸付においては、事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助整備状況を勘案し、平成17年度上期に実施する利用者に対する定期調査の結果を用いて中長期の需要動向の事前予測に努める。

エ 政策優先度に応じて、融資率の変更等による融資条件の見直しを行い、より一層の民間資金の活用を促進する。

また、平成16年度に構築した福祉貸付における協調融資制度について、覚書締結金融機関の拡大を図るとともに、制度の適切な運用に努める。

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 継続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、審査期間に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、審査業務の迅速化に努める。

イ 資金交付時期に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、資金交付業務の迅速化に努める。

ウ 制度改正に伴う借入申込書の記載事項や様式等の変更に当たっては、利用者の事務負担を軽減する視点で改正を行う。

エ 相談窓口の体制を充実するため、受託金融機関への業務の指導を強化する実務者研修を実施するとともに、全国数か所で融資相談会を開催する。

また、福祉貸付においては、各都道府県市の実務担当者を対象として貸付事業に関する説明会を実施することとし、交付金対象事業に係る融資の取扱いについても周知を図る。

2 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

（1）業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 集団経営指導については、収支相償の維持に努める。

また、業務の効率化を一層図る観点から、経費削減の効果があると判断されたものについて、業務の一部を外部に委託するとともに、地方における福祉・医療両経営セミナーの同時期、同一場所での開催を試みる。

イ 個別経営診断については、引き続き事務処理の迅速化を図るとともに、収支相償の維持に努める。

また、経営診断料の設定方式及び額の見直しを行う。

（2）業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 経営指導業務の質の向上を図るため、福祉・医療施設等の実態調査、外部セミナーや研修への参加をするとともに、経営指導業務の充実に資するテーマ等について外部の専門家を招聘することにより研究会を開催し、担当職員のスキルアップを図る。

イ 集団経営指導については、引き続き告知までの事務処理の迅速化を図ることにより、実施2か月前までの開催告知に努めるとともに、周知広報の強化を図る。

セミナーの開催に当たっては年17回程度開催するとともに、アンケート調査における受講者数の満足度指標を65ポイント以上、既存施設向け福祉セミナー及び医療セミナーを対象とし、延べ受講者2,000人以上の確保に努める。

ウ 個別経営診断については、中期目標期間中の中期計画の達成を念頭に置きつつ、診断実施に努める。

また、病院については、「損益分岐点比率」及び「借入金比率」を加味して診断を実施する。

併せて、支援費施設の経営診断については、対象施設や指標項目の確定等、システム開発に向けた準備を完了する。

エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告などの広報宣伝により、中期目標期間中の中期目標の達成を念頭に置きつつ、紹介件数の確保に努める。

また、登録者に対するフォローアップ・サービスとして、引き続き譲渡希望医の物件案内についてメール及び郵送により配信する。

3 長寿・子育て・障害者基金事業

長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 139 号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号。以下「機構法」という。）附則第 11 条第 1 項に基づく場合にあつては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により、平成 16 事業年度分の助成事業の適切な評価、平成 17 事業年度分の助成事業の適正な実施、並びに平成 18 事業年度分の助成事業の募集及び選定の適正な実施に努めることとする。

長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金の 4 基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。

なお、この場合、次の点に留意する。

- a 世代間交流を内容とする事業や幅広い者を対象とする事業など、必ずしも従来の枠に留まらない新しい事業に係る要望についても、行政施策や地域のニーズの動向等を踏まえ、積極的に助成する方向で選定するとともに、関係方面に広報する。
- b 平成 18 事業年度分の募集にあたり、4 基金のそれぞれにつき、国の政策方針等を勘案した重点助成分野を設定し、その重点助成分野に該当する要望について優先的に採択する。

また、機構法附則第 11 条第 1 項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ国際大会への選手派遣（選手強化に関する活動を含む。）に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。

- c 平成 15 事業年度分の地域における独創的・先駆的事业（特別分）及び地域の実情に即したきめ細かな事業（地方分）の継続状況を確認するとともに、平成 18 事業年度分の特別分及び地方分助成事業の選定においても、事業継続の能力

及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、助成事業の80%以上につき、助成終了後も当該団体において事業が継続されるようにするものとする。

平成18事業年度分の助成事業の選定において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意し、そのうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事业や地域の实情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。

平成15事業年度分の全助成事業を対象とした事後評価の成果を踏まえ、平成18事業年度分の助成事業の募集要領を策定するとともに、平成16事業年度分の全助成事業を対象とした事後評価を実施し、その成果を平成18事業年度分の助成事業の選定に反映する。

このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 中期助成計画及び金利情勢を踏まえ、平成18事業年度分の事業計画及び運用計画を策定する。

イ 基金の運用については、安全かつ確実な方法を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。

ウ 平成17事業年度分の助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間の短縮については、平均で30日以内で処理するよう努める。

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 助成の仕組みや手続きが国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。

(ア) ホームページなどの活用により、助成事業に関する情報提供を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。また、募集要領は募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開するなど、早期の情報提供に努める。

(イ) 平成15・16年度のニーズ等調査の結果を踏まえ、電子申請の導入に向けて、他団体の取組み状況等も調査した上で課題整理等を行う。

イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者からなる「基金事業審査・評価委員会」(以下「審査・評価委員会」という。)において一体的に審議するとともに、以下の措置を講じる。

(ア) 平成18事業年度分の助成事業の選定に当たっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。

・ 助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業の内容によっては3年間まで継続を認める。なお、平成16事業年度分からの継続事業については、その事業評価の結果によっては打ち切る。

・ 審査・評価委員会において、平成16事業年度分の事業評価の成果も踏まえ、平成18事業年度分の助成事業の選定方針を策定し、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努める。

- ・ 採択した事業については、平成 18 年 4 月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。
- (イ) 平成 16 事業年度分の助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。
- ・ 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに審査・評価委員会及び事務局が行う総合評価により行う。自己評価及び総合評価の方法については、前年度の事業評価を踏まえ、その改善に努める。
 - ・ 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表に当たっては、特に評価の高い事業を、20 事業以上選び出し特に明記するとともに、平成 17 事業年度又は平成 18 事業年度における年 2 回以上の各地での事業報告会、年 4 回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。
 - ・ 事業評価に関する専門家による職員研修を行う。
- ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。
- (ア) 助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年 2 回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。
- (イ) 事後評価の結果等を踏まえ、助成先団体の事業規模、活動年数及び事業分野等から見た基金事業の効果的な助成のあり方について調査研究を実施する。

4 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

また、社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和 36 年法律第 155 号。以下「共済法」という。)の改正に伴う事務取扱の変更等の準備を進める。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 17 事業年度
4 月 1 日現在の被共済職員数	664,424 人
退 職 手 当 金 支 給 者 数	58,845 人
退 職 手 当 金 支 給 額	68,325,229 千円
単 位 掛 金 額	42,300 円

業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 受付から給付までの期間を短縮するため、次のことを実施する。

- (ア) 国庫補助金等の退職手当金支給に必要な資金について、請求の動向に対応し迅速に支払いが出来るよう、国及び都道府県とも調整を図り、その確保に努める。
- (イ) 請求書の審査事務について、更に簡素化を進める。

イ ホームページ上で、退職手当金請求書・被共済職員退職届（以下「請求書・退職届」という。）の作成支援をするシステムの運用を開始する。

また、提出書類の簡素化の観点から、記載内容の見直しを実施する。

ウ すべての業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）を対象とした事務打合せを実施することとし、共済法改正に伴う事務取扱の変更等に支障がないよう周知を図る。

また、約 30 都道府県において開催される共済契約者の事務担当者に対する実務研修会（都道府県社会福祉協議会等主催）に赴き指導するとともに、請求書・退職届の記載誤りが多い共済契約者について、個別に指導する。

なお、直近 5 年間に於いて実務研修会を開催していない業務委託契約先を訪問し、個別に事務指導を行う。

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

また、平成 17 年度が 5 年に一度の事業の見直しの年に当たることから、国とともに必要な検討を行う。

平成 16 年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で報告書を取りまとめ、国に提出するとともに、同報告書について、道府県・政令指定都市に対しては、事務担当者会議において報告、加入者等に対しては、ホームページで公表、障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 17 事業年度
新規加入者数	1,860 人
新規年金受給者数	1,897 人
保険対象加入者数	94,908 人
年金給付保険金支払対象障害者数	40,715 人
死亡・障害保険金額	6,884,200 千円
年金給付保険金額	9,859,432 千円

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 事務の効率化と年金受給者の負担の軽減を図るため、現況届書に添付する住民票の写しの省略について、国とともに検討する。

イ 保険料免除加入者等が、年金や弔慰金の請求手続きを失念又は遅延しないようパンフレット等において周知する。

ウ 事務担当者会議を 2 か所で開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。

6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）

WAM NET 事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 都道府県から介護事業者情報を送信する仕組みについて、一般のインターネット接続環境を利用した送信方法に移行することにより、事業の効率的な運用を図るため、モデル県を選定し、移行試験を実施した上で、移行計画を策定する。

イ 厚生労働省が構築した看護師等養成所報告管理システムの保守・運用管理を行う。
また、今後厚生労働省が計画する福祉保健医療事業の中から WAM NET の特性を活かすことが期待できる事業をリストアップし、WAM NET の利活用の可能性について検討を行う。

ウ WAM NET の本来事業の目的を損なわない範囲で収入事業の拡大を図り、パナール広告以外の収入計上を目指す。

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 福祉保健医療分野の行政情報について、厚生労働省と調整を行い、網羅性及び迅速性の更なる向上を図る。

また、保健分野の情報の充実等、「福祉及び保健医療情報の総合窓口」としての WAM NET の今後のあり方についての検討を行う。

イ WAMNETモニター調査を実施し、操作性、コンテンツ等について意見聴取を行うことにより、利用機関登録数やアクセス件数の増加に役立てる。また、機構の顧客等を対象に、WAMNETの有効活用を説明し、利用機関登録の促進を図るとともに、平成16年度に実施したWAMNETモニター調査の結果を踏まえ、操作性の向上及びコンテンツの整備充実を図る。

これらによって年度末の利用機関数 50,000 件、平成17年度のアクセス件数 750 万件の確保を目指す。

ウ WAMNETの利用の促進を図るため、接続回数が少ない都道府県を対象にWAMNETの利用促進を図る講習会を開催する。また、WAMNETのコンテンツやネットワークの充実について、学識経験者の意見を聴取するWAMNET事業推進専門委員会を開催し、今後のWAMNET事業の展開に役立てる。

エ 情報の改定に併せて情報更新や内容確認を行うほか、利用頻度の高い基本情報は月1回月末に、その他全データは年1回年度末に、情報の正確性、最新性についての検証作業を行う。

7 年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

区 分		平成17事業年度
	貸付契約額	千円 240,400,000
	資金交付額	240,400,000
原 資	財政融資資金借入金	29,700,000
	貸付回収金等 (うち財投機関債)	210,700,000 (40,000,000)

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運営を行うため、業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利に適切に反映させる。

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 年金担保貸付制度の周知、利用者へ配慮した運用の改善及び受託金融機関の指導強化を図るため、次の措置を講じる。

(ア) 10月に予定している事務処理期間の短縮及び定額償還方式の導入を含めた年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すためリーフレット等を作成し、関係各機関に配布する。

(イ) 年金受給者にとって無理のない返済となるような運用の改善に努めるため定額償還方式を導入することとし、受託金融機関や電算業務委託会社等の関係機関と連携を図りながら、電算処理システムのプログラムを開発し、事務処理期間短縮と併せて10月から実施する。

(ウ) 貸付制度の改善を踏まえ、申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、年金担保貸付事務取扱等を見直すとともに受託金融機関事務打合会議を実施前に開き円滑な移行を図ることとする。

(エ) 制度変更後の事務処理等についてフォローアップを行い、受託金融機関への指導を強化する。

イ 平成16年度に開発した電算処理システムの試行を行い、10月からシステムを本格稼働させ、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度(概ね4週間)に対し、1週間(事務処理日数5日)短縮する。

8 労災年金担保貸付事業

労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めることとする。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

区 分		平成17事業年度
	貸付契約額	千円 5,500,000
	資金交付額	5,500,000
原資	貸付回収金等	5,500,000

- (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
労災年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運営を行うため、業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利に適切に反映させる。
- (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- ア 労災年金担保貸付制度の周知、利用者へ配慮した運用の改善及び受託金融機関の指導強化を図るため、次の措置を講じる。
- (ア) 10月に予定している事務処理期間の短縮及び定額償還方式の導入を含めた労災年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すためリーフレット等を作成し、関係各機関に配布する。
- (イ) 年金受給者にとって無理のない返済となるような運用の改善に努めるため定額償還方式を導入することとし、受託金融機関や電算業務委託会社等の関係機関と連携を図りながら、電算処理システムのプログラムを開発し、事務処理期間短縮と併せて10月から実施する。
- (ウ) 貸付制度の改善を踏まえ、申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、年金担保貸付事務取扱等を見直すとともに受託金融機関事務打合会議を実施前に開き円滑な移行を図ることとする。
- (エ) 制度変更後の事務処理等についてフォローアップを行い、受託金融機関への指導を強化する。
- イ 平成16年度に開発した電算処理システムの試行を行い、10月からシステムを本格稼働させ、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度(概ね4週間)に対し、1週間(事務処理日数5日)短縮する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

- 1 予算
別表1のとおり
- 2 収支計画
別表2のとおり
- 3 資金計画
別表3のとおり

第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額
128,700百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第6 剰余金の使途

- ・全勘定に共通する事項
 - 業務改善にかかる支出のための原資
 - 職員の資質向上のための研修等の財源
- ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項
 - 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源
- ・労災年金担保貸付勘定に係る事項
 - 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画

(1) 方針

必要に応じた人事評価制度の研修を通して、制度運用の一層の定着化を図るとともに、引き続き人事管理に関する課題の検討を進める。

業務遂行に必要とされる能力の開発と専門知識のレベルアップに重点を置いた研修を実施する。

業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行う。

(2) 人員に係る指標

平成17年度末の常勤職員数を年度当初の100%以内とする。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

なし

予算
平成17年度予算

別表1

(単位:千円)

区 別	金 額							計
	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定		
収入								
運営費交付金	3,918,389		730,251	116,455	260,721	34,941	5,060,757	
国庫補助金 給付費補助金			21,864,586				21,864,586	
利子補給金	15,731,146						15,731,146	
福祉医療貸付事業収入 福祉医療貸付金利息	62,824,249						62,824,249	
経営指導事業収入	26,629						26,629	
基金事業運用収入		3,685,048					3,685,048	
障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入		120,000					120,000	
退職手当共済事業収入			57,597,217				57,597,217	
掛金			30,403,689				30,403,689	
都道府県補助金			27,191,360				27,191,360	
退職手当給付費支払資金戻入			1,194				1,194	
給付費支払資金運用等収入			974				974	
心身障害者扶養保険事業収入				30,528,723			30,528,723	
保険料収入				9,034,327			9,034,327	
保険金				11,484,200			11,484,200	
特別給付金				68,560			68,560	
弔慰金				117			117	
信託運用収入				82,087			82,087	
扶養保険資金戻入				9,859,432			9,859,432	
年金担保貸付事業収入					3,461,339		3,461,339	
年金担保貸付金利息								
労災年金担保貸付事業収入						34,093	34,093	
労災年金担保貸付金利息						1	1	
利息収入	4,006	45			2,097		6,149	
雑収入	23,676	1,491	1,288	381	692	91	27,619	
計	82,528,095	3,806,584	80,193,342	30,645,559	3,724,849	69,126	200,967,555	
支出								
福祉医療貸付事業費	75,957,840						75,957,840	
支払利息	75,310,734						75,310,734	
業務委託費	211,933						211,933	
債券発行諸費	435,173						435,173	
社会福祉事業振興事業費		3,327,899					3,327,899	
退職手当共済事業費			79,461,803				79,461,803	
退職手当給付金			73,651,813				73,651,813	
退職手当給付費支払資金繰入			5,809,990				5,809,990	
心身障害者扶養保険事業費				30,528,723			30,528,723	
支払保険料				9,034,327			9,034,327	
年金給付保険金				9,859,432			9,859,432	
弔慰金給付保険金				68,560			68,560	
特別弔慰金給付金				117			117	
扶養保険資金繰入				11,566,287			11,566,287	
年金担保貸付事業費					3,119,685		3,119,685	
支払利息					1,186,452		1,186,452	
業務委託費					1,743,663		1,743,663	
債券発行諸費					189,570		189,570	
労災年金担保貸付事業費						28,046	28,046	
業務委託費						15,538	15,538	
業務経費	1,716,618	92,448	443,829	34,523	88,757		2,391,713	
福祉医療貸付業務経費	608,189						608,189	
経営指導業務経費	85,054						85,054	
福祉保健医療情報サービス業務経費	1,023,375						1,023,375	
社会福祉事業振興業務経費		92,448					92,448	
退職手当共済業務経費			443,829				443,829	
心身障害者扶養保険業務経費				34,523			34,523	
年金担保貸付業務経費					88,757		88,757	
労災年金担保貸付業務経費						15,538	15,538	
一般管理費	280,617	51,694	35,551	8,211	41,401	1,927	419,401	
人件費	1,975,465	333,231	252,159	74,102	133,352	17,568	2,785,877	
計	79,930,540	3,805,272	80,193,342	30,645,559	3,383,195	63,079	198,020,987	

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

収支計画
平成17年度収支計画

別表2

(単位:千円)

区 別	金 額							計
	一 般 勘 定	長寿・子育て・ 障害者基金勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	
費用の部	82,190,733	3,806,584	74,879,384	24,666,606	3,681,080	69,019	189,293,408	
経常費用	82,190,733	3,806,584	69,056,982	19,079,318	3,681,080	69,019	177,883,718	
福祉医療貸付業務費	78,807,309						78,807,309	
借入金利息	74,157,970						74,157,970	
債券利息	2,752,710						2,752,710	
債券発行諸費	435,173						435,173	
債券発行差金償却	7,027						7,027	
業務委託費	211,731						211,731	
福祉医療貸付業務経費	608,189						608,189	
貸倒引当金繰入	634,509						634,509	
経営指導業務費								
経営指導業務経費	85,054						85,054	
福祉保健医療情報サービス業務費								
福祉保健医療情報サービス業務経費	1,023,375						1,023,375	
社会福祉事業振興業務費		3,420,347					3,420,347	
社会福祉事業振興事業費		3,327,899					3,327,899	
社会福祉事業振興業務経費		92,448					92,448	
退職手当共済業務費			68,769,058				68,769,058	
退職手当給付金			68,325,229				68,325,229	
退職手当共済業務経費			443,829				443,829	
心身障害者扶養保険業務費				18,996,959			18,996,959	
支払保険料				9,034,327			9,034,327	
給付金				9,928,109			9,928,109	
心身障害者扶養保険業務経費				34,523			34,523	
年金担保貸付業務費					3,503,247		3,503,247	
借入金利息					825,097		825,097	
債券利息					520,726		520,726	
債券発行諸費					189,570		189,570	
債券発行差金償却					2,250		2,250	
業務委託費					1,816,635		1,816,635	
年金担保貸付業務経費					88,757		88,757	
貸倒引当金繰入					60,212		60,212	
労災年金担保貸付業務費						49,524	49,524	
業務委託費						28,567	28,567	
労災年金担保貸付業務経費						15,538	15,538	
貸倒引当金繰入						5,419	5,419	
一般管理費	280,617	51,694	35,551	8,211	41,401	1,927	419,401	
減価償却費	18,913	1,312	214	46	3,080		23,567	
人件費	1,975,465	333,231	252,159	74,102	133,352	17,568	2,785,877	
財務費用								
支払利息			12,412				12,412	
臨時損失			5,809,990	5,587,288			11,397,278	
退職手当給付費支払資金繰入			5,809,990				5,809,990	
心身障害者扶養保険責任準備金繰入				5,587,288			5,587,288	
収益の部	82,190,733	3,806,584	80,193,556	21,636,924	3,790,918	69,652	191,688,369	
運営費交付金収益	3,918,389		730,251	116,455	260,721	34,941	5,060,757	
福祉医療貸付事業収入	62,467,974						62,467,974	
経営指導事業収入	26,629						26,629	
基金事業運用収入		3,685,048					3,685,048	
退職手当共済事業収入			30,404,663				30,404,663	
掛金			30,403,689				30,403,689	
給付費支払資金運用等収入			974				974	
心身障害者扶養保険事業収入				21,520,042			21,520,042	
受取保険料				9,034,327			9,034,327	
保険金				11,552,877			11,552,877	
金銭の信託運用益				932,838			932,838	
年金担保貸付事業収入					3,524,328		3,524,328	
労災年金担保貸付事業収入						34,619	34,619	
補助金等収益	15,731,146		49,055,946				64,787,092	
国庫補助金収益			21,864,586				21,864,586	
都道府県補助金収益			27,191,360				27,191,360	
利子補給金収益	15,731,146						15,731,146	
資産見返運営費交付金戻入	18,913		214	46	3,080		22,255	
財務収益								
受取利息	4,006	45			2,097	1	6,149	
雑益	23,676	1,491	1,288	381	692	91	27,619	
臨時利益		120,000	1,194				121,194	
障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入益		120,000					120,000	
退職手当給付費支払資金戻入益			1,194				1,194	
総利益又は総損失()	0	0	5,314,172	3,029,681	109,838	633	2,394,961	

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

資金計画
平成17年度資金計画

別表3

(単位:千円)

区 別	金 額							計
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 て ・ 障 害 者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定		
資金支出	814,701,831	59,980,640	80,930,963	30,646,329	313,937,633	5,850,083	1,306,047,482	
業務活動による支出	547,830,540	3,805,272	69,069,180	19,079,272	243,783,195	5,563,079	889,130,538	
福祉医療貸付事業費	75,957,840						75,957,840	
福祉医療貸付金による支出	467,900,000						467,900,000	
社会福祉事業振興事業費		3,327,899					3,327,899	
退職手当共済事業費			68,337,641				68,337,641	
心身障害者扶養保険事業費				18,962,436			18,962,436	
年金担保貸付事業費					3,119,685		3,119,685	
年金担保貸付金による支出					240,400,000		240,400,000	
労災年金担保貸付事業費						28,046	28,046	
労災年金担保貸付金による支出						5,500,000	5,500,000	
人件費支出	1,975,465	333,231	252,159	74,102	133,352	17,568	2,785,877	
経営指導業務費	85,054						85,054	
その他の業務支出	1,912,181	144,142	479,380	42,734	130,158	17,465	2,726,060	
投資活動による支出		54,036,100		11,566,287			65,602,387	
金銭の信託の増加による支出				11,566,287			11,566,287	
有価証券の取得による支出		48,000,000					48,000,000	
財政融資資金預託金の増加による支出		6,036,100					6,036,100	
財務活動による支出	265,492,613		5,314,172		69,602,768		340,409,553	
長期借入金返済による支出	240,492,613				54,602,768		295,095,381	
短期借入金返済による支出			5,314,172				5,314,172	
債券の償還による支出	25,000,000				15,000,000		40,000,000	
翌年度への繰越金	1,378,678	2,139,268	6,547,611	770	551,670	287,004	10,905,004	
資金収入	814,701,831	59,980,640	80,930,963	30,646,329	313,937,633	5,850,083	1,306,047,485	
業務活動による収入	359,204,434	3,685,472	80,192,148	20,786,127	238,225,297	5,550,515	707,643,996	
福祉医療貸付事業収入	62,824,249						62,824,249	
福祉医療貸付回収金による収入	276,676,339						276,676,339	
経営指導事業収入	26,629						26,629	
基金事業運用収入		3,683,936					3,683,936	
退職手当共済事業収入			30,404,663				30,404,663	
心身障害者扶養保険事業収入				20,669,291			20,669,291	
年金担保貸付事業収入					3,461,339		3,461,339	
年金担保貸付回収金による収入					234,500,448		234,500,448	
労災年金担保貸付事業収入						34,093	34,093	
労災年金担保貸付回収金による収入						5,481,389	5,481,389	
運営費交付金収入	3,918,389		730,251	116,455	260,721	34,941	5,060,757	
補助金等収入	15,731,146		49,055,946				64,787,092	
その他の業務収入	27,682	1,536	1,288	381	2,789	92	33,771	
投資活動による収入		54,041,760		9,859,432			63,901,192	
金銭の信託の減少による収入				9,859,432			9,859,432	
有価証券の償還による収入		5,400,000					5,400,000	
財政融資資金預託金の減少による収入		48,641,760					48,641,760	
財務活動による収入	448,700,000				69,700,000		518,400,000	
長期借入れによる収入	369,700,000				29,700,000		399,400,000	
債券の発行による収入	79,000,000				40,000,000		119,000,000	
前年度よりの繰越金	6,797,397	2,253,408	738,815	770	6,012,336	299,568	16,102,297	

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。